

Y S - E K - A 0 6 - 2

介護福祉士 実務者研修通信講座

教育・研修センターようき

募集要項

令和8年 4月12日開講コース



教育・研修センターようきの
ホームページ

こちらの QR コードからご覧いただけます

教育・研修センターようきの介護福祉士実務者研修は、経験豊かな講師陣と共に、受講される方が楽しく講座に参加でき、そしてご利用者のニーズに応じたサービスが提供でき、より質の高い介護職員として、ご活躍いただけるような授業を展開しています。また、ご利用者や共に働く仲間に「あなたと出会えて、良かった。」と言ってもらえるような介護職員の養成を目指して、開講させていただいております。

■ 受講資格

ヘルパー2級といった介護の資格の有無や、経験は問いません。

介護・福祉の資格や仕事に興味のある方は、どなたでも参加いただけます。

ただし、スクーリングの日程にすべて出席できる方が対象です。

※欠席の場合は補講が必要となります。(補講料 1 時限 1,500 円)

1 日 7 時限の授業 (例)1 日休まれると 1,500 円 × 7 時限 = 10,500 円になります

■ 講座の内容(詳しくはスケジュール表を参照下さい。)

実務者研修は、幅広い介護技能はもちろん、体系的な医学知識や医療制度、医療的ケアの知識なども学ぶことができます。また医療行為である「たん吸引」や「経管栄養」についてシミュレーターなどで技術を身につけることができます。(基本研修)

受講される方の保有資格によって受講免除科目が変わりますので、スケジュール表をご確認下さい。

①学習の進め方について ①・②どちらかで進めて頂きます。

① レポート提出

テキストを熟読後、レポート課題を提出期限までに仕上げ、教育・研修センターようきまで 郵送・持参にて提出する。

② e-ラーニングを受ける

テキストを熟読後、パソコン及びスマートフォン・タブレット端末にて問題を解くことにより課題の理解の進歩が確認できます。

■ 受講料

介護福祉士実務者研修は、保有資格によって受講免除科目が変わりますので、受講料も変わります。下記の表でご確認下さい。

保有資格	受講料(税込)
介護職員基礎研修	25,000円
ホームヘルパー1級	60,000円
ホームヘルパー2級	78,000円
介護職員初任者研修	78,000円
資格なし	98,000円

- ※ 当校修了生が実務者研修を受講する場合は、保有資格の受講料より、10,000円値引きいたします。(※介護職員基礎研修修了者は、対象外)
- ※ 受講料は申込み締切日(2026年4月1日(水))までにお支払い下さい。
- ※ 分割払いも可能(要相談・開講期間内に完済)
- ※ 受講料が未納の方については、修了が認められません。

■ お申し込み方法

- 1)教育・研修センターようきのホームページからお申込みいただか、「受講申込書」に必要事項を記入し、教育・研修センターようきに持参又は郵送にてお申し込みください。
※お申込み時には、現在お持ちの資格証及び身分証明書(免許証等)のコピーを持参、同封してください。

▼ ホームページの場合

ご希望の申込みフォームより、必要事項を入力の上、お申込みください。

▼ 郵送の場合

〒720-2104
福山市神辺町道上 1330-1

教育・研修センターようき 宛て
「介護福祉士実務者研修<通信>申込書」在中

- ※ 郵送でお申込みの際、申込書への記載が不明瞭な場合、お電話で確認させて頂くことがあります。

2)受講料の納入方法は、銀行振込または教育・研修センター(福山市神辺町)へ直接受講料を持参頂く方法でのお支払いとなります。

銀行振込の場合は、募集要項記載受講料(※前ページの該当保有資格の受講料)をお振込みください。

振込手数料は各自でご負担下さい。いったん納入された受講料は原則として返金できません。

※受講料は、申込み締切日(2026年4月1日(水))までに納入してください。

お振り込み先:

金融機関名:両備信用組合(支店名:神辺支店)・普通口座:70513

口座名義:陽気株式会社 代表取締役 國上賢一

(ヨウキカブシキガイシャ ダイヒヨウトリシマリヤク クニカミケンイチ)

※受講のお申し込みが少ない場合は、開講中止となります。

※スクーリングについては、新型コロナウイルスなど感染拡大予防のため、状況によっては延期になる可能性がございます。延期になった場合、第39回介護福祉士国家試験の受験要件満たせない可能性があります。

■ 教育訓練給付制度の指定講座

教育訓練給付金は、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者(支給要件期間が3年以上の者。ただし、初回に限り、1年以上の者。)が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として、厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、対象教育訓練の受講のために当該受講者本人が教育訓練施設に支払った費用の20%に相当する額が公共職業安定所(ハローワーク)より支給されるものです。

※上記下線部以外の方でも母子家庭の方は、受講前に市役所「子育て支援課」で手続きを行えば、教育訓練給付金が支給されます。(※この母子家庭の方のための制度は、受講前に手続きが完了していなければ支給されませんので、ご注意ください。)

詳しくは最寄りのハローワークにお問合せ下さい

■ 申込み・お問い合わせ

ご不明な点や、ご質問がありましたら、上記の「受講場所」へお問合せ下さい。

教育・研修センターようき(担当:和田 中村)

TEL:084-962-3433

スケジュール表(学習進度計画表)